

加茂市不妊治療費助成事業のご案内

1. 対象者

不妊治療を受け、次のすべての条件を満たす方

- ① 夫婦(※)いずれか一方または両方が治療期間及び申請日の時点において加茂市内に住所を有する夫婦 ※原則、法律婚を対象としますが、一定の要件を満たすことで事実婚関係にある方も対象になります
- ② 市税等の滞納がない方

2. 対象となる検査・治療

検査・治療開始日から1年以内に受けた、医師が必要と認めた不妊の検査、治療の医療費

<検査>不妊原因検査、排卵時期検査などの医師が不妊検査と認めたもの

<治療>タイミング療法、薬物療法、人工授精などの医師が不妊治療と認めたもの

※保健医療機関、保険薬局で受けた検査・治療費の自己負担分が対象です

※入院費、食事料、文書料、消費税等は対象外です

3. 助成額

<令和5年3月31日までの治療分>

上限10万円まで助成

<令和5年4月1日以降の治療分>

上限50万円まで助成

※医療保険適用および適用外の両方が対象です

※保険診療の医療費について高額療養費の払い戻し申請を行った場合は、その補助額を控除して計算します



4. 申請回数

1年度につき1回まで

※年度をまたいで治療を継続している場合は、いったん年度末(3月31日)までの治療分で申請してください。

5. 申請手続

- (1) 治療の終了
- (2) 医師から受診証明書の発行を受ける
- (3) 市に助成申請

保険診療の医療費が高額になる場合は、あらかじめ保険者から「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関に提出するか、高額療養費の払い戻しを行った後に申請してください。

6. 手続きに必要なもの

- 不妊治療助成事業費補助金申請書
- 不妊治療助成事業受診等証明書
- 証明書に記載されている分の領収書、診療明細書の写し
- 振込先口座の分かる通帳
- その他の関係書類(高額療養費の支給決定通知等)

※高額療養費の対象となる場合は、加入している医療保険(保険者)に申請してください



その他

- 別世帯などの理由により住民基本台帳で婚姻関係が確認できない場合は戸籍謄本の写し
- 事実婚による助成申請をする場合は兩人それぞれの戸籍謄本の写し(重婚でないことを確認するため)

お問い合わせ 子ども未来課子ども未来係 ☎0256-52-0080(内線 151)